

奈良県

特定不妊治療費助成のご案内

奈良県では、不妊治療によって子どもを望むご夫婦の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない**特定不妊治療(体外受精および顕微授精)**に要する費用の一部を助成しています。
また、特定不妊治療の一環として、**男性不妊治療**を行った場合、さらに助成額を上乗せします。

奈良市にお住まいの方は、奈良市の助成制度の対象になります。

奈良市健康医療部母子保健課(TEL:0742-34-1978)に申請・お問い合わせください。

対象者

次のすべてに該当する方が対象です。

(平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合は、助成対象外となります。)

- ①治療開始日現在、法律上の婚姻をしている夫婦であること
- ②申請日現在、夫婦のいずれか一方または両方が奈良県内(奈良市を除く)に住所があること
- ③特定不妊治療以外の治療方法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されたこと
- ④奈良県または各都道府県・指定都市・中核市が指定した指定医療機関で治療を受けたこと
- ⑤治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること
- ⑥夫婦の前年(申請日が1~5月の場合は前々年)の合計所得額(控除後)が730万円未満であること

※合計所得額の控除について、計算方法は、下記のホームページで確認いただけます

<http://www.pref.narajp/secure/5946/syotokukei.pdf>

助成金額

1回の治療につき以下の金額を上限に助成します。

治療内容については、次の「助成対象治療」をご確認ください。

■ 治療内容

- A・B・D・E 15万円まで
- C・F 7万5千円まで

初回治療に限り、**30万円**まで

■ A・B・D・E・Fの治療の一環として

男性不妊治療を行った場合 更に15万円まで

初回治療に限り、**30万円**まで

助成対象治療



治療内容	採卵まで				受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植						
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵	採精(夫)		新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			(胚移植のおおむね2週間後) 妊娠の確認
						胚移植	黄体期補充療法		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	
助成対象	A	新鮮胚移植を実施										
	B	凍結胚移植を実施※										
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施										
	D	体調不良等による移植のめどが立たず治療終了										
	E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止										
	F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止										
対象外	G	細胞が発育しない、又は排卵終了のため中止										
	H	採卵準備中、体調不良等により治療中止										

※B:採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
 ※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

指定医療機関



指定医療機関名	住所	電話番号	対象治療	
			体外受精	顕微授精
医療法人授幸会 久永婦人科クリニック	奈良市西大寺東町2-1-63 サンワシティ西大寺3F	0742-32-5505	○	○
ASKAレディースクリニック	奈良市北登美ヶ丘3-3-17	0742-51-7717	○	○
三橋仁美レディースクリニック	大和郡山市矢田町通19	0743-51-1135	○	○
赤崎クリニック	桜井市大字谷111	0744-43-2468	○	○
さくらレディースクリニック	橿原市上品寺町528	0744-23-1199	○	○

※県外の指定医療機関については、厚生労働省ホームページをご覧ください。



厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>









対象年齢・通算助成回数



平成28年4月1日から、以下のとおり対象年齢、通算助成回数が変わっています。
過去に助成を受けた方を含め、すべての方に適用されます。

対象年齢	通算助成回数
43歳未満 <small>※申請される治療の開始時を基準</small>	初回申請の治療開始時点で妻の年齢が 40歳未満の方 通算6回まで 40歳以上43歳未満の方 通算3回まで

※43歳以降に開始した治療および平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合は、通算助成回数に満たない場合であっても、助成対象外となります。



男性不妊治療費助成



■ 助成対象となる治療

特定不妊治療の一環として行われる、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術（保険適用外）

- ・精巣内精子生検採取法（TESE）
- ・精巣上体内精子吸引採取法（MESA）など



※指定医療機関または指定医療機関の主治医から紹介等を受けた医療機関（泌尿器科を標榜する病院等）で行う治療が対象です。

■ 助成額

1回あたり**15万円まで**

※平成31年4月1日以降の治療で、男性不妊治療助成を初めて受ける場合は、**初回治療分に限り30万円まで助成**。（平成31年3月31日までに男性不妊治療助成を受けている場合は、2回目以降のカウントとなるので、15万円が上限となります。）

■ 助成回数・助成期間

特定不妊治療費助成制度と同じです。

ただし、特定不妊治療費助成制度と併せて申請した場合に助成を行います。

■ 申請についての注意事項

※医療機関の証明書（第2号様式）は、特定不妊治療を行った医療機関に、男性不妊治療分も併せて記載してもらってください。

※男性不妊治療単独の申請はできません。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでの申請ができますので、医療機関の証明書（第2号様式）の備考欄に、その旨記載してもらってください。

なお、男性不妊治療単独助成の場合は通算助成回数中の1回の治療としてカウントしますが、特定不妊治療初回助成の対象にはなりません



申請手続き



■申請に必要な書類



	必要書類	確認項目	留意事項
1	不妊に悩む方への特定治療 支援事業申請書(第1号様式)	申請者が記入	<ul style="list-style-type: none"> 様式は県ホームページからダウンロード可 (各保健所の申請窓口でも配布)
2	不妊に悩む方への特定治療 支援事業受診等証明書(第2号様式)	主治医が記入	
3	領収書(写し) ※1回の領収書額が5万円を超える場合は、費用の詳細な内訳(例:検査費、薬代など)が分かる明細書等を提出してください。	特定不妊治療・男性不妊治療を受けた医療機関で発行	<ul style="list-style-type: none"> 入院費、食事代、文書料は助成対象外 領収書は、領収印が鮮明に写るようにコピーしてください
4	戸籍謄本(抄本) ※抄本の場合は、夫婦それぞれの分が必要。 ※治療開始時に法律上の婚姻をしていることを証明するための書類	本籍地の市町村で発行	<ul style="list-style-type: none"> 発行日から3ヶ月以内のもの 新規申請(通算1回目)の方や、以前他の自治体(奈良市含む)の助成を受けていて本県へ初めて申請される方は、提出が必要 通算2回目以降の申請で、住民票で法律上の婚姻関係を確認できる場合は、提出は不要 単身赴任等、夫婦が同一世帯でない場合は省略不可
5	住民票 ※夫および妻分 (世帯全員分であれば、一通の提出で可。)	住所地の市町村で発行	<ul style="list-style-type: none"> 続柄・戸籍筆頭者の表示を省略しないもの 発行日から3ヶ月以内で、マイナンバー(個人番号)の記載がないもの
6	市町村民税(非)課税証明書 ※夫および妻分 ※市町村で発行される最新のもの <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>1~5月に申請される方: 前々年の所得分の証明書</p> <p>6~12月に申請される方: 前年の所得分の証明書</p> </div>	必要となる年の1月1日現在の住所地の市町村で発行	<ul style="list-style-type: none"> 所得額および各控除額が記載されたもの 同じ年度内に申請した際に添付したものと同一の証明書となる場合、提出は不要 4~5月に一度申請された方で、6月以降に再度申請する場合は、新たに市町村民税(非)課税証明書の提出が必要 ※所得証明書、源泉徴収票、確定申告書の控え、市町村民税・県民税・特別徴収税額通知書は不可 ※非課税証明書の場合は0円と記載のあるもの(※は不可) ※所得額の計算方法は下記県ホームページをご参照ください。 http://www.pref.nara.jp/secure/5946/syotokukei.pdf

以上の書類を、お住まいの市町村を管轄する保健所(または出張所)に提出してください。



奈良県ホームページ

<http://www.pref.nara.jp/4557.htm>

奈良県 特定不妊



申請書はダウンロード
できます。



■申請期限



治療が終了した日の属する年度内となります。(1年度は4月1日～翌年3月31日)

ただし、3月に治療終了した場合に限り、年度の末日(末日が閉庁日の場合は、その次の開庁日)か、治療が終了して21日(3週間)以内のどちらか遅い日とします。

(例)令和2年3月29日(日)が治療終了日の場合、4月19日(日)までが3週間になりますが、19日が日曜日で閉庁日であるため、翌20日(月)まで申請可能です。

※例年1～3月は申請が集中し、医療機関の証明書発行に日数を要する場合があります。書類不備等で期限内に受付できず、申請不可となるケースもありますので、**治療終了後は、申請期限に関わらず、できるだけ速やかに申請していただきますようお願いします。**

■相談・申請窓口



保健所名	住所	電話番号	管轄市町村
郡山保健所 医療費助成等申請受付	639-1041 大和郡山市満願寺町60-1 (郡山総合庁舎1F)	0743-51-0195	大和郡山市、天理市、生駒市、 山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、 安堵町
中和保健所 医療費助成等 申請受付センター	634-8507 橿原市常盤町605-5 (橿原総合庁舎1F)	0744-48-3036	大和高田市、橿原市、桜井市、 御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、 川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、 御杖村、高取町、明日香村、上牧町、 王寺町、広陵町、河合町
高田出張所	635-0085 大和高田市片塩町12番5号 大和高田市市民交流センター(コスモプラザ)3F	0745-51-8133	五條市、吉野町、大淀町、下市町、 黒滝村、天川村、野迫川村、 十津川村、下北山村、上北山村、 川上村、東吉野村
吉野保健所 健康増進課	638-0045 吉野郡下市町新住15-3	0747-64-8134	(問い合わせのみ)
県健康推進課	630-8501 奈良市登大路町30	0742-27-8661	(問い合わせのみ)

奈良市在住の方は、下記にお問い合わせください。

奈良市健康医療部 母子保健課	630-8122 奈良市三条本町13番1号 はぐくみセンター	0742-34-1978	奈良市
-------------------	--------------------------------------	--------------	-----





奈良県



相談
無料

不妊専門相談センター

一人で悩まないで、まずはご相談ください。

<相談例>

- 「子どもが欲しいけれど、どうしたらいいか悩んでいる」
- 「検査・治療の方法が知りたい」
- 「不妊治療を行っている医療機関を知りたい」
- 「パートナーや家族との関係について相談したい」
- 「妊娠したが、なかなか出産にいたらない」



ご本人でも、ご家族の方々でも、
お気軽にご相談ください。

電話相談



専門相談員(助産師)が相談をお受けします。

毎週金曜日 13~16時



0744-22-0311

(専用ダイヤル)

面接相談



産婦人科医師(女性)が相談をお受けします。

※面接相談では、検査や治療は行いませんのでご了承ください。

毎月第2金曜日 13~16時

※都合により変更することがあります。

電話での予約が必要です。(毎週金曜日13時~16時)

場所: 奈良県医師会館(橿原市内膳町5-5-8)

このリーフレットに関するお問い合わせは

奈良県医療政策局健康推進課 母子保健・人材確保対策係 ☎0742-27-8661